



鳥取県公報

令和5年1月27日（金）
第9467号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 県統計調査の実施（37）（広報課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 |
| | 県営土地改良事業計画の決定（38）（農地・水保全課）・・・・・・・・ 2 |
| | 基本測量の実施（39）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 |
| | 開発行為に関する工事の完了（40）（西部総合事務所環境建築局）・・・・ 3 |
| ◇ 教委告示 | 口頭による開示請求を行うことができる個人情報（2）（教育総務課）・・・・ 3 |
| ◇ 公 告 | 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（技術企画課）・・・・・・・・・・ 4 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施（政策法務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 |
| | 一般競争入札の実施（物品契約課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 |
| | 一般競争入札の実施（教育委員会事務局教育環境課）・・・・・・・・・・ 11 |
| | 随意契約の相手方の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 |

告 示

鳥取県告示第37号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項に基づき、次のとおり告示する。

令和5年1月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

鳥取県に関するイメージ調査

2 調査の目的

県外における鳥取県のイメージ等を把握し、県外への情報発信のために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

首都圏（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）、関西圏（大阪府・兵庫県・京都府）、中京圏（愛知県）、中国・四国圏（広島県・岡山県・香川県）及び九州圏（福岡県）

(2) 属性的範囲

10代から60代以上までの男女

4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

- ア 鳥取県来訪の有無
- イ 鳥取県の話題に関する事項
- ウ 鳥取県が主な産地である食材の食経験の有無
- エ 鳥取県の観光地等の来訪の有無
- オ 鳥取県に関する情報の取得源
- カ その他意識等に関する事項

(2) その基準となる期日又は期間

令和5年2月中旬から同月下旬まで

5 報告を求める者

(1) 報告者数

5,400人

(2) 選定の方法

調査を委託する民間事業者のインターネットモニターに登録している者の中から、年代別（10代から60代以上まで）・性別ごとの人数が均等になるように選定する。

6 報告を求めるために用いる方法

調査業務を受託した民間事業者が、報告者に対して調査を告知し、報告者は、当該民間事業者のウェブサイト上で回答を登録する。

7 報告を求める期間

令和5年1月から3月まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県令和新時代創造本部広報課のホームページで公表する。

鳥取県告示第38号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農業競争力強化農地整備事業 折渡地区 区画整理・農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和5年1月27日から同年2月16日まで
- 3 縦覧に供する場所
日南町役場
- 4 審査請求
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第39号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年1月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（時空間変位確定測量）
- 2 作業期間 令和5年2月1日から終了が通知されるまで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第40号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和5年1月27日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和5年1月13日 鳥取県指令第202200239779号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字富吉
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市米原八丁目9-14
遠藤 浩平

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第2号

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）第13条の規定により次のとおり告示し、令和5年1月27日から施行する。

平成27年鳥取県教育委員会告示第5号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）は、令和5年1月26日限り廃止する。

令和5年1月27日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

| 口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称 | 開示する個人情報の内容 | 開示請求を行うことができる期間 | 開示請求を行うことができる場所 |
|-------------------------------|--|---|--------------------------------------|
| 職員採用候補者選考試験 | 試験の合否、総合得点及び順位並びに試験種目ごとの得点（不合格者の場合で試験種目ごとの判定結果があるときは、当該判定を含む。） | 合格発表日から1月間。ただし、第1次試験及び第2次試験がある場合は、第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の合格発表日から、第1次試験の合格者にあつては最終合格発表日から1月間 | 当該試験を実施した教育委員会各課（課に相当するものを含む。）又は教育機関 |
| 会計年度任用職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 鳥取県立特別支援学校会計年度任用職員採用試験 | 合計得点及び順位並びに試験種目ごとの得点 | 合格発表日から1月間 | 各県立特別支援学校 |
| 鳥取県立高等学校入学者選抜 | 学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接、口頭試問、作文、小論文、プレゼンテーション及び実技検査の結果 | 特色及び一般入学者選抜受検者にあつては一般入学者選抜合格発表日から、再募集入学者選抜受検者にあつては再募集入学者選抜合格発表日から1月間 | 各県立高等学校 |
| 鳥取県立特別支援学校高等部入学者選抜 | 鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科にあつては学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接の結果、琴の浦高等特別支援学校にあつては学力検査の教科ごとの得点、適性検査の得点及び合計得点並びに作文及び面接の結果、鳥取盲学校高等部普通科及びその他の特別支援学校にあつては諸検査及び面接の結果 | 入学者選抜受検者にあつては入学者選抜合格発表日から、再募集入学者選抜受検者にあつては再募集入学者選抜合格発表日から1月間 | 各県立特別支援学校 |
| 鳥取県立高等学校転入学試験及び編入学試験 | 試験の合否、学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接、作文及び実技検査の結果 | 合格発表日又は試験の結果を通知した日から1月間 | 各県立高等学校 |

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年1月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画地区計画 両三柳北業務地区地区計画

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

高速カラー印刷機 1台

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 業務期間及び借入期間

業務期間は契約締結日から令和10年6月30日までとし、借入期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日までとする。ただし、令和6年度以降において、本件調達公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、令和10年5月については、次回更新する印刷機の搬入搬出作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

(4) 納入期限

令和5年5月30日（火）午後5時

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達公告に示した借入物品の令和5年度分の賃借料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約を含むものであり、落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年2月6日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参

加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達に係る借入物品を自社で所有し（令和5年1月27日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合に、鳥取県の求めがあつてから60分以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。）であること。
- (6) 本件調達に係る借入物品と同程度の機能を有すると認められ、かつ、本件調達に係る借入物品と同程度の賃貸借期間を有すると認められる高速カラー印刷機の賃貸借に関する契約を、平成30年4月1日から令和4年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。
- (7) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部政策法務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 借入物品の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部政策法務課文書審査担当

電話 0857-26-7028

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和5年1月27日（金）午前11時から同年2月17日（金）正午までの間にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和5年1月27日（金）から同年2月17日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事

業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年3月8日（水）から同月15日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期限は、同月14日（火）午後5時とする。

イ 開札日時

令和5年3月15日（水）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。この際、必ず仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和5年2月17日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として電子入札書に入力し、又は入札書に記載する金額を10で除し、12を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として電子入札書に入力し、又は入札書に記載した金額を10で除し、12を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効

とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和5年2月定例会において本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行いが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : The high-speed color printer 1 set

(2) February 17, 2023 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 15, 2023 noon : Time-limit for submission of tenders

(March 14, 2023 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Legal Affairs Division of General Affairs Department Tottori

Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7028

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称

再生紙（PPC）用紙 A3ほか

(2) 内訳品目及び予定数量

入札説明書による。

(3) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(4) 契約期間

令和5年4月3日（月）から令和6年3月29日（金）まで

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って算出した物品の調達に要する費用の総額を入札金額として電子調達システムの電子入札書（以下「電子入札書」という。）に入力し、又は入札書に記載すること。

また、この調達単価契約によるものであり、落札額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が文具・事務用機器類の用紙に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年2月6日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する担当部局
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当
電話 0857-26-7433
電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp
- (2) 仕様に関する担当部局
(1)に同じ。
- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当
電話 0857-26-7431
電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp
- (4) 入札説明書等の交付方法
令和5年1月27日（金）から同年2月21日（火）までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。
ア 交付期間及び交付時間
令和5年1月27日（金）から同年2月21日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
イ 交付場所
(1)に同じ。
- (5) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事

業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年3月3日（金）から同月13日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月10日（金）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和5年3月13日（月）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和5年2月21日（火）午後5時までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、電子入札書に入力し、又は入札書に記載した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和5年2月定例会において本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature of the products to be purchased : A3-size paper for indirect electrostatic process , etc.

(2) February 21, 2023 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 13, 2023 noon : Time-limit for submission of tenders

(March 10, 2023 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Procurement Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan TEL : 0857-26-7433

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県立鳥取湖陵高等学校CAD実習室IIパソコン等賃貸借 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

ア 借入期間

令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

イ 契約期間

契約締結日から令和10年7月31日まで

(4) 納入期限

令和5年6月30日（金）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金

額)とする。併せて、課税業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和5年2月2日(木)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付発出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し(令和5年1月27日以降に取得する場合を含む。)、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

4 入札手続等

- (1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局
〒680-0941 鳥取市湖山町北三丁目250
鳥取県立鳥取湖陵高等学校
電話 0857-28-0250
電子メール koryou-h@mailk.torikyo.ed.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する担当部局
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書の交付方法
入札説明書は、令和5年1月27日(金)から同年2月13日(月)までの日にインターネットの鳥取県立鳥取湖陵高等学校ホームページ(<https://www.torikyo.ed.jp/koryou-h/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。
ア 交付期間及び交付時間
令和5年1月27日(金)から同年2月13日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間とする。ただし、令和5年2月13日(月)は午前9時から正午までとする。
イ 交付場所
(1)に同じ。
- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月13日（月）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月10日（金）午後4時45分までとする。

イ 場所

鳥取県立鳥取湖陵高等学校 応接室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。

(2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和5年2月13日（月）正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、契約申込金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers, 1 set
- (2) February 13, 2023 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) March 13, 2023 11:00 AM: Time-limit for submission of tenders
(March 10, 2023 4:45 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Tottori Koryo High School 3-250 Koyamacho
Kita, Tottori-shi, Tottori 680-0941 Japan TEL : 0857-28-0250

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 運転免許撮影装置改修業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定 した日 | 令和4年12月23日 |
| 4 契約の相手方の名称及び 所在地 | 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3-17 |
| 5 契 約 金 額 | 57,860,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称 及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課 鳥取市東町一丁目271 |